

災害に遭われた皆さまへ

令和元年10月12日頃からの台風19号で被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心よりお祈りいたします。

地震、火災、風水害などの災害によって、事業に必要な財産が損害を受けた場合は事業上の損失としてカバーできますが、事業に関係のない住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める**雑損控除**の方法、または「災害減免法」に定める税金の**軽減免除**による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら二つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の時価の2分の1以上であることが必要です。
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の(イ)と(ロ)のうちいずれかの多い方の金額です。 (イ) 差引損失額※ ¹ - 総所得金額の10分の1 (ロ) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 (注) ※ ¹ 差引損失額 = 損害金額 + 災害等に関連したやむを得ない支出の金額※ ² - 保険金などによって補てんされる金額 ※ ² 災害関連支出の金額に加え、盗難等により損害を受けた資産の原状回復のために支出した金額	その年の所得金額・所得税の軽減額 500万円以下 ・ ・ 所得税の額の全額免除(所得税0円) 500万円超 750万円以下 ・ ・ 所得税の2分の1の軽減 750万円超 1,000万円以下 ・ ・ 所得税の4分の1の軽減
参考事項	● 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての修繕の明細書や領収書を確定申告書に添付します。 ● 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以降3年間に繰り越して控除できます。	● 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。 ● 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。
《コメント》	所得金額500万円以下の人は所得税法より災害減免法の方が有利なことが多い。	

確定申告書に添付するものとして次のものを用意します。

- ① 「り災証明書」・・・市町村が発行している
- ② 被害状況が確認できるための写真など
- ③ 修繕した場合、領収書及び修理の内容がわかる請求書又は見積書など
- ④ 保険金等によって補てんされる金額の分かるもの

その他にも中小企業の方を対象に、各金融機関による「災害復興特別融資制度」が設けられています。資金が必要な方は一度取引金融機関にご相談ください。

雑損控除等についてご不明な点等ございましたら弊社担当者まで一度ご連絡ください。